

① **申告区分**：運輸支局での登録手続き内容をもとに該当する番号を記入

- ・既に県内で登録のある自動車について所有者を変更する場合は「**3.移転登録**」を選択
- ・他都道府県ナンバーから変更する場合（所有者変更の有無を問わない）は「**4.転入**」を選択
- ・所有者は変わらないが使用者やナンバーを変更する場合には「**7.変更**」を選択

※「**8.その他**」については原則使用しません。

- ②取得原因：該当する番号を記入
・納税義務者が変更となる場合は、「1.売買」「2.相続」「3.贈与」のいずれかを選択してください。

○取得原因が「4.所有権解除」「5.その他」の場合
・「7.その他」を選択

- ・電気自動車 → 3.その他
- ・トレーラー → 3.その他
- ・プラグインハイブリッド
 - 1.ガソリン（ガソリンハイブリッドの場合）
 - 2.軽油（ディーゼルハイブリッドの場合）

「1.自己所有」「3.商品車」「4.リース車」
「5.譲渡担保」「6.その他」
→いずれも全て**所有者に自動車税が課税**
(「2.所有権留保」のみ使用者に課税)

- 1 機械(OCR)による読み取りをしますので、□欄から文字がはみ出さないようにボールペンで明瞭に記入してください。
- 2 複写式ですらボールペンで明瞭に記入してください。
- 3 汚したり曲げたりしないでください。
- 4 申告区分別は、該当する番号を□欄に記入してください。
- 5 納税義務者は所有者です。ただし、割賦販売により売主が自動車の所有権を留保しているときは使用者(買主)が納税義務者となります。

水戸ナンバー：水戸県税事務所自動車税分室（電話 029-247-1297） **土浦・つくばナンバー**：土浦県税事務所自動車税分室（電話 029-842-7812）